段階選抜方式の（H23年度）試行について

◆建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を目的として段階選抜方式を試行（2工事）
- ・競争参加資格の確認、企業の施工実績等により第一段階の絞り込みを行う。
- ・一次審査選抜企業に対し技術提案を依頼し評価を行い、入札結果と併せ、評価値により落札者を決定する。

段階選抜概略フロー（案）

一次審査

二次審査

公　告

申請書の提出期限

競争参加資格、企業の施工実績等の審査

業者の選抜（上位10者）

参加資格通知（施工計画書の提出要請）及び 非選抜通知

技術提案内容等の審査

総合評価審査委員会諮問

競争参加資格の確認結果の通知

入札・開札

落札者の決定

■ 申請書提出資料
- ・競争参加資格確認申請書

■ 一次審査内容
- ・競争参加資格の確認
  - ⇒予決令第70条、第71条、指名停止期間、会社更生法
  - 企業および配置予定技術者の工事実績　・・・・等

【WTO案件】
- ・企業および配置予定技術者の能力（実績、成績）

【WTO以外の案件】
- ・企業および配置予定技術者の能力（成績）

⇒上記資料により審査評価点を算出し選抜を行う。（上位10者）
ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合、その者も含む。

■ 総合評価審査委員会
- ・外国籍企業（海外実績）の競争参加資格の審査
- ・一次審査に関する評価の審査

⇒上記審議を経て選抜された者のみ二次審査に移行

■ 二次審査内容

【WTO案件】
- ・技術提案

【WTO以外の案件】
- ・企業および配置予定技術者の能力（成績）
- ・技術提案

⇒上記資料により加算点を算出し総合評価を行う。

■ 総合評価審査委員会
- ・二次審査に関する評価の審査

段階選抜方式試行アンケート結果

○アンケート調査対象工事

◆鳥取西道路野坂川橋鋼上部工事（WTO対象）
　競争参加者21者のうち18者から回答（回答率：86%）

◆鳥取西道路本高第1高架橋鋼上部工事（WTO以外）
　競争参加者16者のうち15者から回答（回答率：94%）

○アンケート結果概要

◆競争参加者の6割程度が「技術提案書作成の負担軽減に有効」と回答

◆良かった点として（一次審査で非選抜の場合）
・全意見の4割程度が技術提案資料作成の費用や労力が削減と回答
・全意見の3割程度が技術者を他工事に配置できると回答

◆一方で改善すべき意見も多く出された
【主な意見】
・一次審査において同様の評価項目で審査すると指名業者が限定（固定化）される。
・一次審査において技術提案等の要素も加えるべき。
・一次審査結果後から技術提案提出までの期間が短く、一次審査結果を待たずに技術提案の作成に着手した。

⇩ H24運用方針の変更

◆一次審査時の企業と技術者の評価比率を変更 【 6（企業）:4（技術者） → 5:5 】

◆二次審査のための資料提出要請から提出までの期間を延長 【2週間 → 1ヶ月】

試行アンケート結果①

問1：段階選抜方式は「技術提案書作成の負担軽減に有効」と感じるか

鳥取西道路野坂川鋼上部工事（WTO対象）

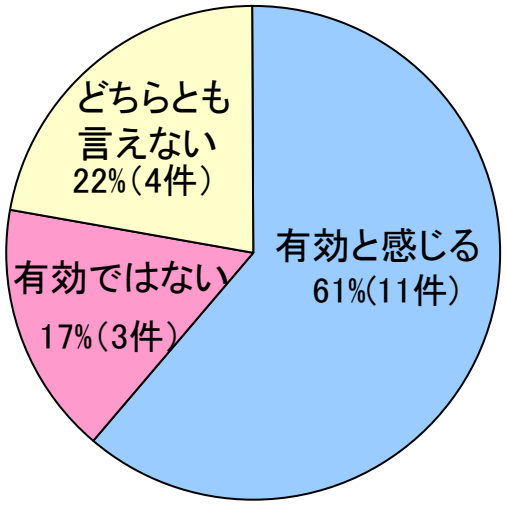

【主な意見】

①有効
- 一次審査で非選抜となると、技術資料作成が不要となるため。

②有効でない
- 鋼橋上部工事の発注量が減少している中で、逆に応募チャンスが減少すると感じる。
- 入札参加が出来て、受注の機会があれば負担はいとわない。

③どちらともいえない
- 一次審査を突破できるか分からない状況でも、二次審査の書類作成を進めねばならないため作成負担の軽減とは言えない。（一次審査結果後、二次審査資料提出期限が短い）
- 本来の評価項目でない項目（企業の施工実績・配置技術者）で、一次審査を行うことはWTOの主旨に反する。

鳥取西道路本高第1高架橋綱上部工事（WTO対象外）

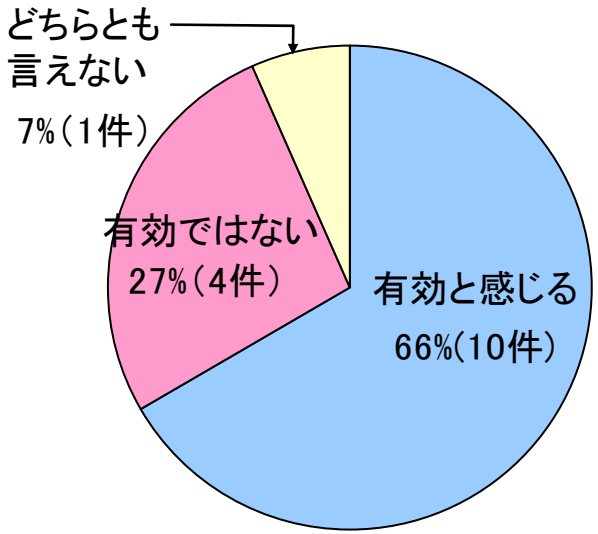

【主な意見】

①有効
- 一次審査で非選抜となると、技術資料作成が不要となるため。
- 一次審査評価項目は二次審査でも加算点となるため評価の前倒しとなる。

②有効でない
- 入札参加が出来て、受注の機会があれば負担はいとわない。
- 指名を受けた場合、結局技術提案を作成することになる。

③どちらともいえない
- 入札参加者の固定化につながりかねない。
- 一般競争の原則から外れるのではないか。

試行アンケート結果②

問2：段階選抜方式による手続きを行って、良かったと思われるものを記入ください

鳥取西道路野坂川鋼上部工事（WTO対象）

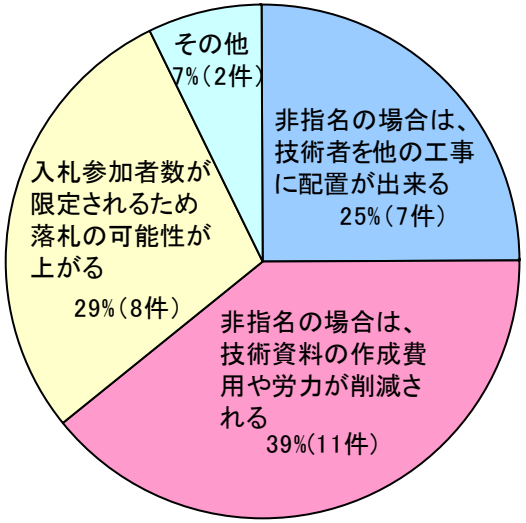

※複数回答あり

【主な意見】

・段階選抜する条件により有利・不利が生ずる。
・段階選抜時点で非選抜にすることは、公平性に疑念。
・配置技術者のやりくりは企業の生命線なので結果が早く知りたい。

鳥取西道路本高第1高架橋綱上部工事（WTO対象外）

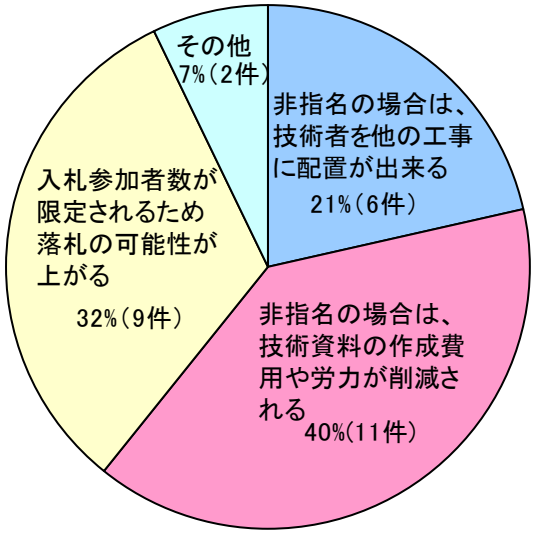

※複数回答あり

【主な意見】

・早く結論を得ることが出来るため、他工事の手続作業への影響が少ない。
・段階選抜時点で非選抜にすることは、公平性に疑念がある。

試行アンケート結果③

問3：段階選抜方式において改善すべきと感じる内容と、その理由

鳥取西道路野坂川鋼上部工事（WTO対象）

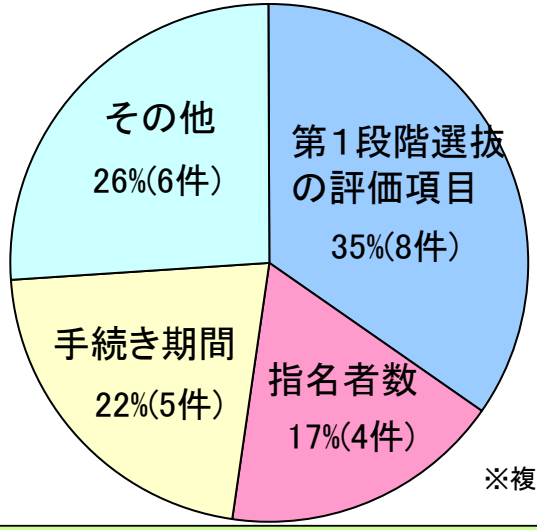

※複数回答あり

【主な意見】

①第1段階選抜の評価項目（成績・表彰等）
- ・同様の評価項目で審査すると指名業者が限定（固定化）される。

②指名業者数
- ・一次審査時の実績評価得点差は、二次審査で逆転する可能性がある。

③手続き期間
- ・一次審査結果後、二次申請書の提出期間が約2週間しかなかった。WTO案件なので1ヶ月程度の期間を与えていただきたい。
- ・一次審査結果後から技術提案提出までの期間が短く、一次審査結果を待たずに技術提案の作成に着手した。

④その他
- ・第1段階選抜に実績以外の評価項目（簡易な施工計画等）を加える。
- ・現状で問題なしと考えます。
- ・一次審査の結果通知の際、評価内容を公表していただきたい。

鳥取西道路本高第1高架橋綱上部工事（WTO対象外）

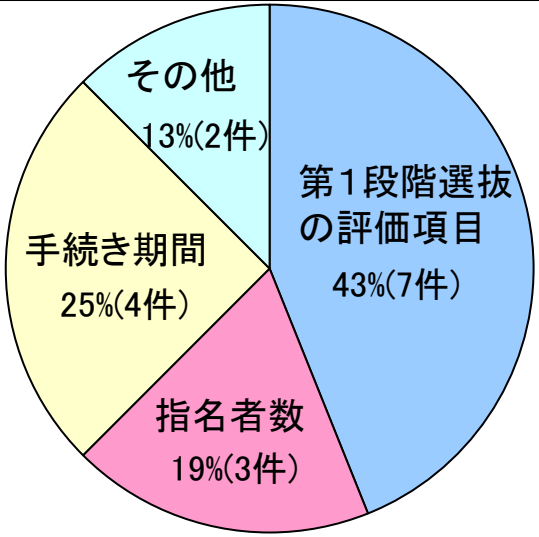

※複数回答あり

【主な意見】

①第1段階選抜の評価項目（成績・表彰等）
- ・技術提案等の要素も加えるべき。
- ・当該地整だけの工事実績でなく、全国版にしてほしい。
- ・表彰の加点は小さく、対象期間は短くすべきではないか。

②指名業者数
- ・一次審査時の実績評価得点差は、二次審査で逆転する可能性がある。

③手続き期間
- ・第1段階選抜の結果公表から技術提案作成まで、もう少し期間が欲しい。
- ・公告～一次審査までの期間は短縮して問題ない。
- ・一次審査結果後から、技術提案提出までの期間が短く一次審査を待たずに技術提案の作成に着手した。

④その他
- ・現状で問題なしと考えます。
- ・第1段階選抜の業者を固定化する恐れがある。

試行アンケート結果④

問4：その他（自由記入）

鳥取西道路野坂川鋼上部工事（WTO対象）

【主な意見】

・企業点の低い企業は入札参加意欲が低下する。
・一次審査の通過を目指すために、常に獲得得点が高い配置技術者を選任する必要がある。
・非指名の場合でも、自社の企業点・技術者点の獲得点を公表して欲しい。
・歩掛見積書については、二次審査対象企業として欲しい。
・本来、WTO案件は、企業の実績等に関係なく、幅広く応札者を求めるものではないのか。
・今回のように、二次審査の加点対象が施工体制と技術提案のみであれば、一次審査を通過した参加業者には平等に落札の機会が有ると思うので、段階選抜方式においては是非とも同方式での実施をお願いしたい。
・発注見通しについて、段階選抜採用の「有無」を付記いただきたい。（技術者配置計画を事前に立案したいため）
・工事実績を全地整に広げた事は、公平性において評価できると思う。
・本方式は資本、人員（実績）の多い一部の大企業向けと感じます。
・工事評定のみで選抜すると、指名される業者が固定化される。

鳥取西道路本高第1高架橋綱上部工事（WTO対象外）

【主な意見】

・企業点の低い企業は入札参加意欲が低下する。
・一次審査の通過を目指すために、常に獲得得点が高い配置技術者を選任する必要がある。
・非指名の場合でも、自社の企業点・技術者点の獲得点を公表して欲しい。
・歩掛見積書については、二次審査対象企業として欲しい。
・発注見通しについて、段階選抜採用の「有無」を付記いただきたい。（技術者配置計画を事前に立案したいため）
・入札参加の機会は広く与えるべきである。
・業者にとって、入札参加の可否は、死活問題であり安易に選抜すべきではないと思う。
・手持ち工事量を考慮することにより受注の機会均等が図れるのではないか。
・今後も本方式が採用されることを希望する。
・企業評点の高い会社に受注が偏るのではないか。